

エコアクション21 審査人倫理委員会規程

一般財団法人 持続性推進機構

エコアクション21 認証登録制度実施要領1. 3に規定するエコアクション21 審査人倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事務）

第1条 倫理委員会は、次の事項を審議する。

- (1)エコアクション21 審査人資格の一時停止
- (2)エコアクション21 審査人資格の取消
- (3)エコアクション21 審査人資格の一時停止又は取消に対する異議
- (4)その他エコアクション21 審査人の資格に関する事項

（構成及び委員の委嘱）

第2条 倫理委員会はエコアクション21 審査人認定委員会及びエコアクション21 判定委員会の委員の内から6名以内を選任して構成し、一般財団法人 持続性推進機構理事長が委嘱する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、この場合であっても原則として連続して10年を超えないものとする。

（委員長）

第4条 委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

（倫理委員会の開催）

第5条 倫理委員会は、一般財団法人 持続性推進機構理事長が召集し、委員長はその議長を務める。

- 2 倫理委員会は、必要に応じて開催するものとする。

（会議の定足数及び議決数）

第6条 会議は、これを構成する委員の4名以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 会議の決議は、全会一致を原則とする。

（附則）

- 1 平成23年10月 1日 制定施行

一般財団法人 持続性推進機構

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-14-18-4F

本機構に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。

copyright©一般財団法人 持続性推進機構 all rights reserved.